

国家发展改革委员会、 『固定資産投資プロジェクトの省エネ審査弁法』を改定

国家发展改革委员会は 2023 年 4 月 6 日、『固定資産投資プロジェクトの省エネ審査弁法』（国家发展改革委员会令 2023 年第 2 号、以下、「本弁法」）を改定・公布しました。本弁法は、2023 年 6 月 1 日より施行されます。

2010 年 9 月、『固定資産投資プロジェクトの省エネ評価及び審査暫定弁法』（国家发展改革委员会令 2010 年第 6 号）が公表され、省エネ審査制度の運用が開始されました。本制度は固定資産投資プロジェクトにおける科学的・合理的なエネルギー利用の促進・効率化において積極的な役割を果たしてきました。また 2016 年 11 月、『固定資産投資プロジェクト省エネ審査弁法』（国家发展改革委员会令 2016 年第 44 号）では、さらなる審査範囲の簡素化や、条件の具体化、審査効率の向上が規定されました。

今回の改定は、元の審査弁法を改善したもので、化石エネルギー消費の方向性をコントロールすることに焦点を当て、審査管理責任の最適化、省エネ審査の変更・検収などの条件を補足し、違法行為に対する法律責任を明確にしています。また、企業が固定資産投資を実施する際、そのプロジェクトの実施者は着工前に、省エネ審査機関より省エネ審査意見を取得する必要があります。規定に従い省エネ審査を受けていない、または省エネ審査を通過していないプロジェクトは、着工できません。

<本弁法の概要>

1. 省エネ審査の範囲及び基準

| | |
|---------------|--|
| 省エネ審査 | <ul style="list-style-type: none"> ● 省エネに関する法律、政策基準に基づき、中国国内に建設される固定資産投資プロジェクトのエネルギー消費、エネルギー効率水準、省エネ対策の状況に対し、審査を行い、審査意見を提示する |
| 省エネ審査意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査意見はプロジェクトの着工、検収及び運営管理の重要な根拠となる ● 企業の投資プロジェクトに対し建設施工者は、着工前に省エネ審査機関による審査意見を取得する必要がある。規定通りに審査を受けていない、または審査通過していないプロジェクトは、着工してはならず、完工したプロジェクトは、生産または使用開始してはいけない |
| 省エネ審査機関及び審査基準 | <ul style="list-style-type: none"> ● 省級の審査機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間エネルギー消費量が 1 万トン（標準石炭換算）以上のプロジェクトの審査を担う ・ その他のプロジェクトについては、実情に応じて審査機関を指定する |

| | |
|------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 個別審査が不要なプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間総合エネルギー消費量が 1 千トン（標準石炭換算）未満、かつ年間電力消費量が 500 万キロワット未満のプロジェクト、国家機密に関わるプロジェクト、生産プロセスが簡易で省エネの潜在力が低いプロジェクト（業界リストの詳細は発展改革委員会より公表される）に対して、個別審査を実施しない（第 9 条） |
| 審査料金 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査は無料で実施される（第 4 条） |

2. 省エネ審査の流れ

| | |
|------------------|--|
| 実施者による省エネ報告書の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 報告書は以下の内容を含む必要がある <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの概況 ・ 評価分析根拠 ・ プロジェクトの建設および運営案についての省エネ性分析と比較 ・ 省エネ対策とその技術、経済的妥当性 ・ プロジェクトのエネルギー効率水準、エネルギー消費状況などの関連データと国家・地域・業界基準、国内外の業界水準との包括的な比較 ・ プロジェクトの実施による所在地区のエネルギー消費削減の目標達成への貢献度分析 |
| 省エネ審査機関による報告書の受理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 規定に従い省エネ報告書を提示した場合、審査機関は受理しなければならない ● 報告書に不備があった場合、審査機関は即時に、または 5 日以内にプロジェクトの実施者に対し、修正・補足する必要がある内容を通知しなければならない ● 審査機関は報告書を受理後、技術力を持つ機構へ審査を委託する |
| 審査意見の有効期限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査機関は法定期限内に審査意見の発行や不合格であることを明示する ● 審査意見の有効期限は発行日から 2 年間とし、期限を過ぎても着工していないプロジェクトや完工までの時間が報告書に記載された予定完工日を 2 年以上超えるプロジェクトは、改めて省エネ審査を申請し、実施する（第 15 条） |
| 変更の申請 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査を通過したプロジェクトは、建設場所・建設内容・エネルギー効率などに大きな変更が発生した場合、または実際の年間総合エネルギー消費総量が審査承認時の水準より 10%を超えた場合、プロジェクト実施者は変更手続きを申請する |
| 検収 | <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトが生産・使用開始する前に、報告書内の生産プロセス、エネルギー消費設備、省エネ技術の採用状況、および審査意見の対応に関する検収を行い、検収報告書を作成する |

3. 監督管理及び法律責任

| | |
|-------------|---|
| <p>監督管理</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトの審査をオンラインプラットフォーム上で統一の管理を行い、オンライン受付、処理、監督管理とサービスを実施する ● 個別省エネ審査を実施しないプロジェクトについては、オンライン審査プラットフォームを通じて、プロジェクトのエネルギー消費などの情報を登記する |
| <p>法律責任</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 本弁法の規定通りに審査を受けず、または審査意見を取得できずに無断着工し、生産・稼働を開始したプロジェクトに対して、省エネ審査機関は着工停止、または生産・稼働停止令を命じ、状況により 10 万元以下の罰金を科す（第 23 条） ● 本弁法規定に基づいた検収をしていないプロジェクト、不合格の状態が無断着工し、生産・稼働を開始したプロジェクト、および虚偽資料を提示し、不正手段で審査意見を取得したプロジェクトに対して、省エネ審査機関は、プロジェクト実施者に期限内での是正を命じ、3 万元以上 5 万元以下の罰金を科す（第 26 条） |

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西岗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。